## ロシア特許庁と反独占庁の「選択発明をめぐる論争」



著者: Evgeny Alexandrov<sup>1</sup>

編者:黒瀬 雅志2

ロシアにおいて、選択発明は特許権として保護を受けることができる。この選択発明の保護について、医薬特許の保護期間が人為的に延長されることになり望ましくないとするロシア連邦反独占庁(FAS)の意見が表明され、ロスパテント(ロシア特許庁)との間で論争が起きている。選択発明は特許権として保護されるべきではないとするFASの主張は、現在までのところ拒否されているが、ジェネリック医薬品メーカーもFASの意見に同調していることから、今後の動きが注目される。

## 【FASの批判】

昨年は思いがけず製薬分野の発明への特許付与に関する論争が激化した。この論争に油を注いだのはロシア連邦反独占庁(FAS)で、既知の医薬品の新しい処方、既知の医薬品による疾病の新しい治療法、既知の物質の新しい生成方法など、FASから見て「些細な」改良に対してロスパテント(ロシア特許庁)が特許を付与しているのは不適切であるとの意見を表明している。FASは、このような特許の付与は特許権の濫用と特許付与手続きの不完全さによるものであると考えている。

これに関連してFASは、発明としての特徴を持たない既知の物質、治療法、医薬品の新しい処方に特許を付与する可能性を排除することを提案した。FASの見解によると、このようなことが可能なら、同じ発明に何度も特許が付与されることになり、特許権の保護期間が根拠なく延長されるからである(FASは一部の特許弁理士とともに、このようなやり方を「エバーグリーン特許」の維持と呼んでいる)。

## 【ロシア特許庁の見解】

ロシア特許庁は、製薬分野の発明の特許保護の状況に対する、FASによるこのような評価に

<sup>1</sup> ロシア弁護士 Gorodissky & Partners

<sup>2</sup> 日本弁理士 Gorodissky & Partnersウラジオストク事務所顧問 ロシアの知的財産専門家が執筆した論文を、黒瀬が日本の読者向けに編集し、最近のロシア知財実務の動向を報告する。